第4章

スーダンにおける「紛争後」平和構築 ---つの「国家」、二つの「紛争」、多様な「課題」-

篠田 英朗

要旨:

本稿は、スーダンにおける「紛争後」平和構築の見通しについて分析を加えるための準備作業である。その目的は、スーダンの紛争問題が持つ歴史的・政治的背景を整理し、今後の研究の基盤とすることである。そこでスーダン内の南北間の紛争とダルフール紛争をとりあげ、その歴史的経緯と国際社会の関与を整理する。

キーワード:

スーダン、ダルフール、紛争後、平和構築

本稿は、スーダンにおける「紛争後」平和構築の見通しについて分析を加えるための準備作業である。その目的は、スーダンの紛争問題が持つ歴史的・ 政治的背景を整理し、今後の研究の基盤とすることである。

スーダン情勢は現在進行形で大きく変化している。現段階で今後の展開を 予測することは非常に難しく、それは本稿の目的ではない。ただしスーダン における「紛争後」平和構築のあり方を模索する際には、まずもってスーダ ンという国家がどのような歴史的性質を持ち、今後どのような国家像を発展 させていくことができるのかが、問われなければならない。本稿はそのよう な課題に答えることを直接的には目的としないが、しかし同時に、そのよう な課題を追求していく際に有益となると思われる作業を行うことを目指す。

1. 南北間の紛争

1.1.南北間の紛争の経緯

スーダンは、しばしば独立以来継続して戦争を行っている国として知られる。アフリカ諸国の中で最大の面積を持ち、3,500 万人以上の人口を持つ国であるスーダンがイギリス帝国から独立したのは1956年のことであったが、すでに当時から北部のイスラム教徒系住民と、南部のキリスト教徒系住民の間の背景に持つ文化的基盤の相違という問題は存在していた。そのため独立直後から北部と南部の間の紛争は顕在化し、武力紛争へと発展した。

武力紛争の沈静化を図るために、1972年にいわゆる「アディスアベバ協定」が成立し、一定の小康状態が達成されることになった。しかし同協定の枠組みは、1983年に崩壊し、再び内戦が勃発した。1969年に陸軍クーデターを起こし、1972年以降に大統領に就任していたモハメド・アン・ヌメイリが、1983年にイスラム法を導入したことがきっかけであった。これに南部のディンカ人勢力が反発して「スーダン人民解放軍(SPLA)」を形成し、泥沼の内戦が始まったのであった。この内戦は20年以上にわたって継続し、死者数は200万人以上、難民および国内避難民となった者の数は400万人以上にのぼると推計されている。

現在も続く南北対立の構図は、宗教的・人種的な文化基盤の相違を背景に持っている。基本的には、北部地域に、宗教的にはイスラム教文化基盤を持ち、人種的にはアラブ系の人々が住んでおり、南部地域に、宗教的にはキリスト教文化基盤を持ち、人種的にはアフリカ系(黒人)の人々が住んでいる。後述するように、この文化的基盤の相違を背景に持ちつつ、さらに天然資源の開発および配分の問題、そして経済構造の問題が密接に関係して複雑化し

たのが、スーダンの南北間対立の構図である1。

なおヌメイリ大統領は 1985 年にクーデターで失脚し、中央政府内の混乱 も続いたが、1989 年にはオマル・アル=バシール准将が、イスラム主義組織 「民族イスラム戦線(NIF)」の支援を受けて、無血クーデターを成功させた。 バシールはそれ以降、大統領と首相の座を兼務している。スーダンでは、1998 年に政党結社の自由などを定めた新憲法を制定したが、バシールは野党勢力 との権力闘争に明け暮れ、時には非常事態宣言を発して、敵対的指導者を逮 捕したりした。その一方で、バシールは、イスラム主義系中道政党「ウンマ 党(UP)」や中道リベラル政党「民主統一党 (DUP)」からの閣僚を含む内閣 へと改造を行い、政権継続に努力した。

このように北部地域に属する首都ハルツームでは、「国民会議党」の支持を受けているバシール大統領が中央政府をまとめている。これに対して南部では、スーダン人民解放運動(軍)(Sudan People's Liberation Movement/Army: SPLM/A)およびその他の無数の団体が、継続して反政府運動を展開させてきた。

1.2.和平合意の経緯

スーダンとその周辺国が構成している政府間開発機構(Inter-Governmental Authority on Development: IGAD) \dot{m}^2 、1993年より和平合意調印に向けた仲介努力を行い始めた。また国連は IGAD の調停を支援しつつ、1997年にモハメド・サハヌーン(Mohamed Sahnoun)を事務総長特別顧問(Special Adviser on Africa)に任命し、調停努力を進めた。2001年に生まれた米国のジョージ・W・ブッシュ政権は、スーダン和平調停に関心を示し、2002年には特使も派遣された。そうした外交的努力もあり、2002年7月に

¹ 栗本英世「スーダン内戦の終結と戦後復興」、『海外事情』、53 巻 4 号、平成 17 年 4 月号、参照。

² 構成国は、ジブチ、エリトリア、ソマリア、エチオピア、スーダン、ケニア、ウガンダの七カ国。

ケニアのマチャコスで、南部の帰属に関する住民投票を 2008 年に行うことを骨子として、統治原則、移行過程と政府構成、国家と宗教、自決の権利などについて定めた「マチャコス議定書(Machakos Protocol)」が、政府と SPLA との間で結ばれた。そして同月に、バシール大統領と SPLA のジョン・ガラン(John Garang)最高司令官が、初めての直接会談を行った。その後、SPLA の軍事攻勢などによって協議が停滞することもあったが、結局 2004 年 1 月に資源分有に関する合意、同年 5 月には権力分有に関する合意が取り交わされることになった。

こうした和平交渉の進展を受けて、ついに 2005 年 1 月にナイロビで、いわゆる「包括的和平合意(Comprehensive Peace Agreement: CPA)」が、政府(アリ・オスマン・タハ[Ali Osman Taha]副大統領)と SPLM/A(ジョン・ガラン議長)との間で、調印されることになった。この包括的和平合意は、先に成立した一連の合意・議定書をとりこみ、四つの議定書、二つの枠組み合意、二つの附属書から構成されている。つまり、第一章「マチャコス議定書」(2002 年 7 月調印)、第二章「権力分有に関する合意」(2004 年 5 月)、第三章「資源の分有に関する合意」(2004 年 1 月)、第四章「アビエイ紛争の解決」(2004 年 5 月)、第五章「南コンドファン州と青ナイル州における紛争の解決」(2004 年 5 月)、第六章「安全保障の体制」(2003 年 9 月)、附属文書一「恒久的停戦と安全保障の体制に関する実施要項、および付録」(2004 年 12 月)、附属文書二「実施要項とグローバル実施マトリックス、および付録(2004 年 12 月)」、といった文書からなる膨大なものである。

包括的和平合意で定められたスケジュールによると、6 年半の暫定統治制度と国際監視システムの実施の後、南部の住民によるスーダン統一維持か独立かを選択する住民投票を実施する予定である(住民投票後も半年間は国際監視システムが継続)。また南部の石油収入の 50%は南部自治政府に帰属させ、残りの 50%を中央政府と北部諸州に分配するという資源配分が決められた。また軍隊はスーダン政府と SPLM/A がそれぞれの軍隊を維持しつつ、スーダン政府は南部から、SPLM/A は北部から、段階的に撤退する。同時に、

不安定な地域に対しては、指揮系統の統合されない部隊を、両者が駐留させる。さらに国民統一政府の閣僚をバシール大統領の国民会議党(NC)に 52%、SPLM に 28%、残りを南北諸政党に配分するという権力配分も決められた。イスラム法は北部のみに適用されるように、憲法は改正されることになった。

1.3.国連ミッションの展開

こうした和平交渉プロセスの進展を受けて、2004 年 6 月に国連スーダン 先遣ミッション(United Nations Advance Mission in the Sudan: UNAMIS) が、国連安保理決議 1547 によって設立されることになった 3 。その任務は、 和平協議促進と、さらなる大規模ミッションの準備であった 4 。国連事務総長 特別代表は、オランダ出身のヤン・プロンク(Jan Pronk)が就任すること になった。

しかし 2005 年初頭の包括的和平合意の締結を受けて、さらに大々的に和平プロセスを支援するために、新しい国連ミッションを立ち上げる必要性が生まれてきた。そこで生まれたのが、国連スーダン・ミッション(United Nations Mission in the Sudan: UNMIS)である。まず 2005 年 1 月末に出された事務総長報告書において、1万人の軍事要員と 700 人以上の警察要員らの文民要員からなる平和支援活動の展開が推奨された。そして 2005 年 3 月 24 日、安保理決議 1590 によって、UNMIS が設立された5。決議 1590 によれば、UNMIS の任務は、包括的和平合意の実施支援、難民・国内避難民の自発的帰還と人道援助の促進・調整、地雷対策支援、人権擁護・促進への国際的努力および国内避難民・帰還難民・女性・子どもといった弱者集団に注意を払った文民保護への国際的努力の調整、などである。

_

³ UN Security Council Resolution 1547, UN Document S/RES/1547(2004), 11 June 2004.

⁴ なお 2004 年 7 月には、UNMIS にダルフールについて権限が追加された。 UN Security Council Resolution 1556, UN Document S/RES/1556(2004), 30 July 2004.

⁵ UN Security Council Resolution 1590, UN Document S/RES/1590(2005), 24 March 2005.

UNMIS の現況は、2006 年末現在であると、次のようにまとめられる。 UNMIS の目標規模は、決議 1590 の時点で、10,000 人の兵員、750 人の軍事要員、715 人の警察要員であった。2006 年 8 月 31 日安保理決議 1706 は、これをさらに増強して、17,300 人の軍事要員、3,300 人の警察要員を求めた6。これに対して 2006 年末の実際の要員数は、8,734 人の兵士、592 人の軍事監視要員、680 人の警察要員、799 人の国際文民職員、2,234 人の現地文民職員、185 人の国連ボランティア、という内訳になっている。

この平和構築における UNMIS の性格は、「諸々の国連機関・基金・計画の間の共同の統一的戦略の重要性」(アナン事務総長)を鑑みて、実施責任を持つ各機関の調整役になることである。ハルツームに本拠地を置くが、ラムベクなど南部地域にも拠点にして、6地域セクターがある。

UNMIS の活動には、大きく言って四つの柱があることなっている。第一は、和平プロセスに対する斡旋・政治的支援(good offices and political support)である。UNMIS では、これについて一名の副代表(DSRSG)が担当することになっている。そして代表(SRSG)に対する政治的助言、報告、分析、評価、事務的支援を行うことになっている。

第二は、治安である。これは UNMIS においては軍事部門が担当することになっている。任務としては、停戦合意の監視と確証、国連要員・施設の保護・移動の確保、危急の状況にある文民の保護、DDR への支援などがあげられている。

第三は、統治である。UNMISにおいては、警察部門が担当し、法の支配、 人権、文民事項、選挙支援、ジェンダー問題などを取り扱う。

第四は、人道援助・開発援助である。UNMIS においては、一名の副代表 (DSRSG)が担当することになっており、その人物は国連の地域調整官 (Resident Coordinator) も務めることが予定されている。扱う領域としては、DDR、人道援助調整、保護、復興・帰還・再統合、地雷対策などがある。

⁶ UN Security Council Resolution 1706, UN Document S/RES/1706(2006), 31 August 2006.

1.4.包括的和平合意の進展

包括的和平合意の成立を受けて、ハルツームにおいて様々な新しい動きが起こってくることになった。共同国家移行チーム(Joint National Transition Team)の国家憲法検討委員会(National Constitutional Review Commission)、共同メディア委員会(Joint Media Commission)、他の諸武装集団協同委員会(Collaborative Committee of Other Armed Groups)、停戦政治委員会(Ceasefire Political Commission)、停戦共同軍事委員会(Ceasefire Joint Military Committee)、評価委員会(Assessment and Evaluation Commission)などの様々な機関が次々と設立されて活動を開始した。しかしそのほとんどが実質的には機能せずに、停滞状態に陥ってしまった。

2005 年 7 月 30 日にジョン・ガランが突然に事故死するという事件が起こった7。そこで急遽サルバキール SPLM 指導者が第一副大統領兼南部大統領に就任することになった。そしてその体制で、暫定政府・暫定憲法が成立することになった。そして「南・南対話」協議の開始(Southern Sudan Defence Force and SPLM/A)が促進されたが、やはりすぐに停滞することになった。2005 年 9 月、国家統一政府(Government of National Unity)が成立し、2005 年 10 月には南部スーダン政府が成立した。

なおその他の重要事項としては、アビエイ境界委員会(Abyei Boundary Commission)が決定した内容について履行が遅延するという事態が起こり、アビエイにおいて UNMIS 部隊が増強されたことがある。また南部における LRA(Lord's Resistance Army)問題への共同対応の可能性も、大きな課題である。

最近では国連平和維持部隊の展開をめぐって、ハルツームなどで反国連の 運動と暴動が起こってきている。大きな政治変動をもたらすほどのなかった

⁷ ガランの死が和平プロセスにおいて持つ意味の分析については、栗本英世「戦後スーダンの政治的動態-包括的平和協定の調停から一年三ヶ月を経て-」、『海外事情』、54 巻 4 号、平成 18 年 4 月号、参照。

にせよ、潜在的な政情不安を示すものであり、スーダンにおける今後の国際 平和活動の展開のあり方に大きく関わってくる現象であると言えるだろう。

2. ダルフール紛争

2.1.ダルフール紛争の背景

エーダンでは、もう一つの国内紛争が深刻度を増している。スーダン西部地域のダルフールにおける紛争は、ここ数年の国際社会の最大の人道的関心事であったと言える。ダルフール紛争の背景には、やはり中央政府を構成するアラブ系とアフリカ人(黒人)との間の人種紛争や、荒涼とした土地における希少資源の争奪といった、複雑な経済的・政治的な諸問題がひそんでいる。「人種問題」は、深い歴史的経緯を持つものであると同時に、1980年代以降のアラブ主義的なバシール政権の政策の影響が及んだ結果であり、1990年代以降のスーダンにおけるイスラム主義の台頭が関係しているものであるとも言われる。またさらに言えば、ダルフール地方はすでに 1980年代から深刻な飢餓を経験していたが、耕作可能な土地面積が減少していることが、社会的不安の度合いを高めていることは確かだろう8。しかしいずれにせよ、2003年以降の武力紛争の危機によって、今日まで 20万人以上が死亡し、200万以上が難民・国内避難民になったと言われる世界最大規模の人道危機が新たにスーダンで進行しているのである。

2003 年 2 月に、「スーダン解放運動(軍)(Sudan Liberation Movement/Army: SLM/A)」と「正義と平等の運動(Justice and Equality Movement: JEM)」が、政府施設への攻撃が始まった。これを受けて政府軍がダルフール地方に展開し、空爆を繰り返すようになった。また政府系の民兵組織ジャンジャウィード(Janjaweed)が現れて、一般住民に対する暴虐行為を働くようになった。

⁸ See Alex de Waal, *Famine That Kills*, revised version (Oxford: Oxford University Press, 2005).

2004年10月には、国連安保理の要請で、国連「調査委員会(Commission of Inquiry)」が設立された。その目的は、国際人道法・国際人権法の違反およびジェノサイド行為の有無を調査することであった。この委員会は、2005年1月に報告書を提出した。それによると、スーダン政府は「ジェノサイド」を行っているわけではないが、政府軍とそれに共同したジャンジャウィード勢力が、「市民の殺害・拷問・強制失踪・村落破壊・レイプおよびその他の性的暴行、無差別的攻撃、略奪、強制移住」を行っており、ダルフールにおける人道に対する罪と戦争犯罪は、ジェノサイドに匹敵する深刻度であると認定した。この報告書の内容を受けて、安保理は、国際刑事裁判所(International Criminal Court: ICC)にダルフールにおける戦争犯罪問題を付託することを決議した9。

現在のところ、約 1 万人の人道援助国連機関・NGO 要員が、ダルフール問題関係の活動に従事し、国内避難民 180 万人・難民 20 万人に対応しようとしている。国連安保理は、ダルフール地方での人道的惨状をみかねて、2005年3月29日、安保理決議 1591 により、スーダン政府に対する制裁措置を発動した10。

2.2.和平プロセスの進展

2004 年 4 月に、「人道的停戦合意 (N'djamena Agreement on Humanitarian Ceasefire on the Conflict in Darfur)」と呼ばれた合意が、スーダン政府と SLM/A および JEM との間で結ばれた。これを受けて、アフリカ連合(AU)が、「人道的停戦合意」遵守を監視する任務を持つミッションである「アフリカ連合スーダン・ミッション (The African Union Mission in the Sudan: AMIS)」を、展開させることになった。国連では 2004 年を通じて一連の安保理関係の決議がなされ、アディスアベバにおいて「国連支援セ

=

⁹ See UN Security Council Resolution 1593, UN Document S/RES/1593(2005), 31 March 2005.

¹⁰ See UN Security Council Resolution 1591, UN Document S/RES/1591(2005), 29 March 2005.

ル」が設立された。

2005 年 7 月には、スーダン政府とダルフール反政府勢力 2 派の「スーダン解放運動(軍)(SLM/A)」および「正義と公正運動(JEM)」との間で、「政治問題の解決に関する原則宣言(政治基本原則)」が合意された。調印した紛争当事者は、停戦合意を遵守することを約束し、特にスーダン政府は民兵組織ジャンジャウィードの武装解除実施を約束した。

さらに 2006 年 5 月には、ダルフール和平合意(Darfur Peace Agreement: DPA)が政府代表と「ミナウィ(Minni Minawi)派」の SLM/A および 15 の反政府勢力の間で成立した。権力分有(反政府勢力側へのスーダン政府の大統領補佐官のポストの配分)、資源分有、包括的停戦、安全保障措置(民兵組織ジャンジャウィードの武装解除、反政府勢力の一部の国軍・警察への統合)、ダルフール・ダルフール対話・協議(ダルフール内の各組織間の対話)などを盛り込んだ内容の和平合意である。しかし JEM および「ヌーア (Abdelwahid Muhammad Nur)派」SLM/A 派閥は、この DPA に参加せず、和平プロセスからは離脱した。ただし 6 月には、合意内容を遵守すると表明した。和平プロセスを通じた政府との協力関係の樹立を拒んだ合意反対派は、国家救済戦線(National Redemption Front: NRF)を形成して、武力攻撃を継続させた。

2007年1月に就任したバン・ギムン(Ban Ki-moon)国連事務総長は、ダルフール問題の特使として国連総会議長も経験したジャン・エリアソン(Jan Eliasson)を任命して、アフリカ連合の特使とともに和平プロセスの進展に努力させている¹¹。現在のところ、紛争当事者間の停戦などの動きは見られているが¹²、解決に向けた大きな進展が望める状況でもないと言うことができるだろう。

¹¹ UN News, "Darfur: UN, African Union Envoys Hold Talks with Senior Sudanese Officials," Feb. 13, 2007.

¹² IRIN, "SUDAN: Government, Rebels Agree Darfur Ceasefire," January 11, 2007.

2.3.AMIS の展開と UNMIS の拡大

2004年4月の「人道的停戦合意」は、「停戦委員会の設立」を謳っていた。 アフリカ連合平和・安全保障理事会(AU Peace and Security Council: PSC) は、これに貢献することを意図して、同年5月に調査団を派遣した。この調 査団の勧告を受けて、同年6月に停戦委員会が設立され、これに伴う軍事監 視員と保護要員の派遣も決められた。このアフリカ連合スーダン・ミッショ ン(The African Union Mission in the Sudan: AMIS)は、まず150名のルワ ンダ軍の展開から開始されたが、2004年10月までに、10カ国から派遣され た465人の要員によって構成されるようになった。

状況の困難を鑑みて、AU PSC は、2004 年の 10 月に、AMIS の規模を、2,505 人の軍事要員と、815 人の文民警察要員と定めた。2005 年 4 月の AU PSC 決議により、ANMIS の目標規模は、6,171 人の軍事要員および 1,560 人の文民警察要員に拡大した。実際には、現在 6,992 名が AMIS で従事している(軍事監視員 721 名、文民警察 1,320 名、国際文民要員 58 名、停戦監視委員会要員 11 名、部隊 4,882 名を含む) ¹³。なお 2006 年 5 月には、安保理決議 1679 が、AMIS を国連オペレーションに移行する準備を促進することを決めた¹⁴。ただしバシール中央政権が、国連のさらなる一大レゼンスを嫌っているため、さらなる国連のミッションをどのように展開させるかは大きな問題として残っている。

国連事務総長は、2006 年 7 月の報告書で、ダルフールにおいて十分な数の兵員および警察官が必要だと勧告し、スーダン政府に国連 PKO 部隊の受け入れを要請した 15 。これを受けて、2006 年 8 月 31 日、安保理決議 1706によって、UNMIS の任務を拡大してダルフールへの展開を決定した 16 。拡

¹³ See the website of AMIS http://www.amis-sudan.org/index.html.

¹⁴ UN Security Council Resolution 1679, UN Document S/RES/1679(2006), 16 May 2006.

¹⁵ "Report of the Secretary-General," UN Document S/2006/591, 28 July 2006.

¹⁶ UN Security Council Resolution 1706, UN Document S/RES/1706(2006), 31 August 2006.

大された任務の内容は、DPA およびダルフール紛争に関する人道的停戦合意の支援、憲章 7 章にもとづき、DPA 履行の妨害や文民への物理的暴力に対抗するためにあらゆる必要な措置をとる権限、17,300人の軍事要員と3,300人の文民警察要員・16の警察部隊を擁する権限、AMISからダルフール国連活動への移行に関する協議、などである。

現在、国連と AU との間では、「混合 AU/UN ミッション」の準備が進められている。国連の助言・物資面での支援に関わる「軽支援パッケージ」から、部隊編成に関わる「重支援パッケージ」への移行がなされることも計画されている。ミッションの実施にあたっては、国連と AU、そして国家統一政府の三者が協力して行っていくべきことも、確認されている17。

おわりに

スーダンでは二つの紛争・平和構築が起こってきていることを見たが、実はそれだけではない。たとえば 2006 年 10 月、エリトリアの仲介で、東部前線反乱軍との間で、東部スーダン和平合意が結ばれた¹⁸。スーダンは紛争・平和構築の事例が山積する国家になっているのである。ここまで見てきたように、スーダンでは極めて深刻な紛争や、紛争後の不安定な状況下での平和構築活動が、現在進行形で行われている。これは偶然ではなく、結局はスーダンという国家の基盤が脆弱であるがゆえに、幾つもの紛争が発生してくるのである。もっともそれは政治的なレベルでの脆弱性だけではなく、さらに長期的なインパクトが懸念される自然環境や経済体制の問題としても、理解されるべき性格を持っている。

今後の研究の課題としては、個々の紛争の背景にある要因を分析しつつ、 スーダンという国家が抱える全般的な問題について指摘することをあげるこ

 $^{^{17}}$ "Report of the Secretary-General," UN Document S/2007/42(2007), 25 January 2007.

¹⁸ *Ibid.*

とができるだろう。スーダンという国家が、自らの姿をどう再構築していくのか、という問いを検討することなくしては、スーダンにおける平和構築について語ることはできないからである。スーダンの国家像の再構築の方向性を考えるという作業は、もちろん将来に南部スーダンが独立するかどうか、ダルフールは独立すべきかどうか、といったことについて、何らかの結論を先取りするものではない。しかし領域的な振り分けがどのようなものになるのであれ、現在スーダンと呼ばれている国家の再構築作業が必要不可欠になること自体は間違いのないことなのである。

表1:スーダンにおける主な国連安全保障理事会決議

| 決議 | 採択日 | 内容 |
|------|------------|--|
| 1556 | 2004年7月30日 | スーダン政府に対し、アラブ系民兵の武装解除、人権侵害 行為の責任者処罰を要請。また、非政府主体に対する武器 |
| | | 禁輸措置の発動を決定。 |
| 1564 | 2004年9月18日 | スーダン政府が民兵の武装解除等やAU停戦監視ミッションへの協力を行わない場合、石油部門を含む制裁措置の発動を考慮。また、国連事務総長に対し、国際調査委員会 (ICI) を設置しジェノサイドが発生したか否かの決定を含め報告を行うよう要請。 |
| | | |

| 1574 | 2004年11月19日 | 3320 名に拡大されたアフリカ連合の停戦監視団につき、 |
|------|-------------|-----------------------------------|
| | | 国連加盟国に対し、必要とされている支援を強く要請する |
| | | とともに、スーダン政府及びダルフールの全反政府勢力に |
| | | 対し、AU と完全に協力することを要求。 |
| | | |
| 1590 | 2005年3月29日 | 国連スーダン・ミッション(UNMIS)設立。 |
| | | |
| 1591 | 2005年3月29日 | 武器禁輸措置の適用範囲をスーダン政府に拡大。安保理メ |
| | | ンバー国から構成される「措置委員会」を設置し、決議採 |
| | | 択より 30 日以内に紛争の当事者が安保理決議の求めるコ |
| | | ミットメントを遵守していると認定した場合を除き、同委 |
| | | 員会により指定された個人に対する渡航禁止措置及び資 |
| | | 産凍結措置の発動を決定。 |
| | | |
| 1593 | 2005年3月31日 | ダルフールにおける国際人道法・国際人権法の重大な違反 |
| | | の事案を、国際刑事裁判所(ICC)に付託することを決定。 |
| | | |
| 1651 | 2005年12月21日 | 決議 1591 に基づき設置されたスーダン措置委員会の専門 |
| | | 家パネルの任期を 2006 年 3 月 29 日まで延長することを |
| | | 決定。 |
| | | |

| 1672 | 2006年4月25日 | 制裁対象者 4 名を特定 (スーダン政府、アラブ系部族 1 名、スーダン解放軍 (SLA) 1 名、NMRD1 名)、全国連加盟国 |
|------|------------|--|
| | | が同 4名に対し決議 1591 で規定した措置をとるよう決定。 |
| 1679 | 2006年5月16日 | アフリカ連合 (AU) スーダン・ミッション (AMIS) の国連オペレーションへの移行準備を促進することを決定。 |
| 1706 | 2006年8月31日 | スーダン南部に展開中の UNMIS をダルフールへ拡大、及びダルフールで展開中の AMIS への支援強化、併せて、 右展開に対するスーダン政府の同意を慫慂することを決 定。 |